

被疑者取調べにおける 被疑事実の告知を受ける権利

久岡康成*

目次

- 一 はじめに
- 二 ヨーロッパにおける被疑事実の告知を受ける権利と被疑者取調べ
- 三 自由権規約における被疑事実の告知を受ける権利
- 四 若干の検討（わが国の場合）

一 はじめに

罪に問われている者の、問われている罪の告知を受ける権利は、その防禦に重要である。罪に問うことを弾劾と呼べば、公判段階における弾劾告知については起訴状謄本送達、訴因変更、量刑事情の告知等の問題があり¹⁾、捜査段階における弾劾告知は被疑事実の告知であるが、それについては、逮捕における理由告知（逮捕状呈示）等の問題が論じられてきたが²⁾、被疑者取調べにおける被疑事実告知の制度はないままである（刑訴法198条2項、以下条文のみは刑訴法）。被疑事実を確かめるためには、被疑者の弁護人も勾留状謄本交付（刑事訴訟規則154条）の請求を行っているものと思われる。しかし、冤罪はもとより、余罪取調べなど勾留がない被疑事実については、それもできない。被疑者は、余罪の取調べ、共犯（とされる）者多数の事件など、問われている罪が不分明なまま、後にその罪の

* ひさおか・やすなり 立命館大学名誉教授

認定において「情況証拠」として間接事実の立証に用いられるような個々の事実についても、質問を受けることになる。不安な状況に置かれ、弁護人の選任の判断にも支障がでる³⁾。

他方、わが国が締約国(1979年から)である自由権規約(市民的及び政治的権利に関する国際規約)14条3項(a)はすべての者は、「その刑事上の罪の決定」について(in the determination of any criminal charge against him)、「その罪の性質及び理由を告げられる」権利があると定めており⁴⁾、同様のヨーロッパ人権条約6条3項(a)を持つヨーロッパ諸国の法では、罪の告知を受ける権利は被疑者にも被告人にもあるとする後述のEU指令2012年13号のもとで、後述のように被疑事実の告知が認められ、被疑者取調べ前に被疑事実の告知が行われている。

本稿は、このようなヨーロッパ諸国の法および自由権規約14条3項(a)における、捜査段階における被疑事実の告知を受ける権利の保障および被疑者取調べにおける被疑事実の告知についての状況を確認、わが国における被疑者取調べにおける被疑事実の告知について、若干の検討を試みるものである。

二 ヨーロッパにおける被疑事実の告知を受ける権利と被疑者取調べ

(1) ヨーロッパの刑事手続きにおける手続き的権利の保障

ヨーロッパの刑事手続きにおける、被疑事実の告知を受ける権利を含む手続き的権利の保障は、ヨーロッパ人権条約、EU(ヨーロッパ連合)基本権憲章、刑事手続における被疑者等の手続上の権利を強化するEU諸指令により、各国で保護が進んでいる。

ヨーロッパ人権条約(人権および基本的自由の保護のための条約)は、世界人権宣言に定められた権利に拘束力を与えるべく、ヨーロッパ評議会(Council of Europe、1949年設立)により起草され加盟国により調印されて

(1950年)、1953年に発効した条約である。同条約6条は公正な裁判を受ける権利を保障するものであり、後に検討するように、その3項(a)において被疑事実の告知を受ける権利も定められている。

EU 基本権憲章は、2000年末に採択されたもので、リスボン条約の発効(2009年)により、EU 基本条約と同様の法的拘束力を持つこととなった。EU 基本権憲章48条2項は防禦の権利 (the rights of the defence of anyone who has been charged) を保障しているが、その内容はヨーロッパ人権条約6条(公正な裁判を受ける権利)の内容を読み込んだものと解されている⁵⁾。

刑事手続における被疑者等の手続上の権利を強化する EU 諸指令は、リスボン条約後の EU において欧州議会および EU 理事会により制定されたもので、ヨーロッパ人権条約等で認められている権利の実効的な保障を確保するために、その保障の最小必要限度基準を設定し、EU 加盟国にその実施を求めるものであり、刑事における判決と司法決定の相互承認並びに警察・司法協力の促進を掲げて制定された、刑事手続における被疑者等の手続上の権利を強化する一連の指令である⁶⁾。そのなかで「刑事手続における情報に対する権利についての EU 指令2012年13号 (Directive 2012/13/EU)」(以下、EU 指令2012年13号と呼ぶ)は、被疑事実の告知を確保することを EU 加盟国に求めている⁷⁾。

(2) ヨーロッパ人権条約6条3項(a)

ヨーロッパ人権条約6条3項(a)は、刑事上の罪に問われているすべての者 (Everyone charged with a criminal offence) が少なくとも有する権利として、「速やかにその理解する言語でかつ詳細にその罪の性質および理由を告げられること (to be informed promptly, in a language which he understands and in detail, of the nature and cause of the accusation against him;)」を定めている (訳文は https://www.echr.coe.int/documents/d/echr/Convention_JPN による)。

ヨーロッパ人権条約6条における charge については、ヨーロッパ人権裁判所の判例は、ヨーロッパ人権条約の charge の意義は自律的

(autonomous) なもので、加盟国法で用いられている意義からは独立のものであるとしている (Blokhin v. Russia (GC), 2016, § 179; Adolf v. Austria, 1982, § 30)。そして更に、charge は、6条1項 (公正な裁判を受ける権利、合理的な期間内に裁判を受ける権利を含む)、2項 (無罪の推定)、3項 (charge された者が少なくとも有する権利、(a)の被疑事実の告知を受ける権利を含む) について共通であり、形式的にでなく実質的に理解されねばならず、結局、「権限ある当局の個人に対する、刑事犯罪を犯したと疑われるとの主張の正式な告知」(Deweere v. Belgium, 1980, § 44) であり、それは「(被疑者の) 状況が実質的に影響されたかどうかのテスト」(Eckle v. Germany, 1982, § 73) と同じであると考えられている⁸⁾。

この charge の定義および基準を、ヨーロッパ人権裁判所の *Hozeer v. Netherlands*, 1998. 判決でみれば、次のようなことになる⁹⁾。

1981年の系列会社の脱税の調査から始まる調査で、申立人が経営責任者である会社が脱税と認定され、直接税査察官に延滞税金と加重税を課されたので加重税を争ううち、会計情報捜査事務所 (FIOD) の事件となり、申立人は1984年6月14日に被疑者 (susprct) として FIOD の尋問を受けた。申立人は、その後1985年5月8日に逮捕され、5月10日に捜査判事による事前司法捜査が開始された。事前司法捜査は1989年1月に終わり、申立人は1989年4月13日に、5件の詐欺と1件の犯罪組織関与でハーグの地方裁判所に店頭せよとの召喚を受けた。申立人は最高裁まで争ったが、結局3件の詐欺で有罪となったので (1992年12月1日)、6条1項に含まれる合理的な期間内に裁判を受ける権利を侵害されたとして、ヨーロッパ人権裁判所に人権侵害 (ヨーロッパ人権条約6条1項違反) の救済を申し立てた。この事件でヨーロッパ人権裁判所は、(事件の複雑性などより) ヨーロッパ人権条約の違反は認めなかったが、1984年6月14日 (申立人が被疑者 (susprct) として FIOD の尋問を受けた) に charge ありと認めて始期とし、1992年12月1日 (最高裁判所の判決) までを期間として、合理的な期間か否かの判断を行った。

(3) EU 指令2012年13号

EU 指令2012年13号は、刑事手続における情報に対する権利についての指令であり、刑事上の罪に問われている者（Everyone charged）の権利と問われている犯罪行為（criminal act）について情報の告知を受ける権利を定めている。

その内容は、手続的権利についての情報（口頭）に対する権利（3条）、逮捕・抑留されている者への「権利の手紙（letter of rights）」による権利の告知（4条）、ヨーロッパ逮捕令状の場合（5条）、弾劾（accusation）についての情報に対する権利（6条）、事件の資料（materials of the case）にアクセスする権利（7条）等であり、そのうち6条1項は嫌疑を受けもしくは訴追された（suspected or accused）犯罪行為（criminal act）についての情報の告知を迅速に提供することを、6条2項は逮捕・抑留されている者への理由の告知、6条3項は弾劾の本案（merits）についての詳細な情報を遅くとも本案の裁判所への提出時において提供することを求めている¹⁰⁾。なお、この指令は前文で、迅速な告知に関わり、その情報はおそくとも警察による取調べ（official interview）の前に提供されるべきであると述べている（前文19項）。

(4) ヨーロッパ諸国における被疑事実の告知を受ける権利の保障と被疑者取調べ

(a) ヨーロッパ諸国の事実の告知を受ける権利に関する全体的状況は、2014年がこの指令の履行期限（11条）であった EU 指令2012年13号の実施状況についての、EU 委員会のヨーロッパ議会および EU 理事会に対する報告書で知ることができる¹¹⁾。2018年の時点での実施状況は以下のようなものであった。

6条1項については、2ヶ国を除く全加盟国が、弾劾についての情報の告知を迅速に提供する義務を履行している。文言はいろいろだが、一般に遅くとも最初の尋問の日である。

6条3項については、EU委員会は同項は詳細な情報が弾劾の遅くとも本案の裁判所への提出において提供すべきであると定めていると解するが、大多数の加盟国はこの規定を正確に履行している。

(b) ドイツ刑事訴訟法では、裁判官の最初の尋問の際に被疑事実を告知する刑訴法136条1項があり、被疑者の尋問は裁判官の職務であったが、戦後の改革により(1975年の予審廃止など)、検察官さらには警察官の被疑者尋問も行われるようになり、警察官による被疑者尋問の際の被疑事実告知も、刑訴法163条a4項として追加されていた¹²⁾。

(c) 英国(England and Wales)の警察捜査は、1984年警察・刑事証拠法(PACE)により整備されたが、他方、ヨーロッパ人権条約の国内的实施をはかる1998年人権法(Human Rights Act 1998)が制定されている(同法6条はヨーロッパ人権条約6条と同様である)。さらに近時はEU指令2012年13号のもとで、PACE実務規範(Code)Cの3.21A項により、被疑者の任意取調べ(voluntary interviews)においても、疑われている犯罪の性質とそれを疑われている理由の告知を定めている。また内務省ホームページ(2018年公表)の「案内(Guidance)」は、犯罪の時と場所を含めて犯罪の性質を告知してもらう権利があることを含めてこれを説明し、「案内」の権利はEU指令2012年13号に合致するものであることも付記している¹³⁾。

(d) 英国では、刑事手続きの「abuse」(濫用)により、手続きが停止(stay、永久的なもの)され得るものであり、判決が「合理的な期間」内でなければ「abuse」となり(ヨーロッパ人権条約6条1項を受け「合理的な期間」内の判決を要求する1998年人権法6条1項)、手続きが停止され得るところ、この合理性の判断はヨーロッパ人権条約と同様で、期間の始期はcharge、判断の基準は「正式な告知および実質的な影響(official notification and substantial affectation)」であり、正式な告知をする者(agent)は、理論的には拘置主任(coustody officer)になりそうだが、もっと広く解され、例えば親に子供の監護命令を発するソーシャルワーカー・地方官憲(local authority)のような者も含まれる¹⁴⁾とされている。

三 自由権規約における被疑事実の告知を受ける権利

(一) 自由権規約14条3項(a)

(1) 自由権規約14条3項(a)および(c)は以下のような条項である。

International Covenant on Civil and Political Rights Article 14

3. In the determination of any criminal charge against him, everyone shall be entitled to the following minimum guarantees, in full equality:

- (a) To be informed promptly and in detail in a language which he understands of the nature and cause of the charge against him;
- (c) To be tried without undue delay;

自由権規約 14条

3 すべての者は、その刑事上の罪の決定について、十分平等に、少なくとも次の保障を受ける権利を有する。

- (a) その理解する言語で速やかにかつ詳細にその罪の性質及び理由を告げられること。
- (c) 不当に遅延することなく裁判を受けること。

自由権規約14条において、3項(a)は国際人権規約の草案の作成に当たった国連人権委員会におけるフィリピン代表の修正提案に始まり、「in detail」の文言が英国代表の提案により加わり、「promptly」の文言は5ヶ国共同提案により加わったものである¹⁵⁾。

(2) 自由権規約14条3項(a)に掲げられた権利の保障について、自由権規約人権委員会一般的意見32号「第14条：裁判所の前の平等と公正な裁判を受ける権利」の31項は、以下のように述べている¹⁶⁾。

「この保障は、抑留されていない者の事案を含む、刑事上の罪のあらゆる事案に適用されるが、起訴（charge）に先立つ刑事捜査には適用されない^[60]。

逮捕の理由の告知は、規約第9条第2項で別途保障されている^[61]。問われている罪について『速やかに』告げられる権利は、その情報が、当該個人が国内法に基づいて公式に刑事上の罪に問われた（charge）時点^[62]、または当該個人が公けにそのように名指しされた時点で、直ちに与えられることを要求する。第3項(a)の具体的要件は、問われている罪について口頭で——後に書面により確認されることを条件として——または書面で述べることによって、満たすことができる。ただし、その情報はその罪の根拠となる法律および被疑事実の両方を含んでいなければならない。」（註 [60] [61] [62] は略）

(二) 捜査段階における自由権規約14条3項(a)による被疑事実の告知を受ける権利

自由権規約14条3項(a)の問われている罪の告知を受ける権利（弾劾の告知を受ける権利）は、以下の理由で公判段階のみならず捜査段階においても存するものである。

(1) 自由権規約14条（1項）の裁判所の前の平等の権利は、武器対等原則を保障しており、それは捜査段階にも適用される¹⁷⁾。被疑事実の告知がないまま捜査が行われるならば、被疑者は単に不安、困惑になるのみならず、弁護人選任の時期を逸したり、黙秘権行使の判断が困難になったり、自己に有利な証拠の収集・保全もできないという、個々の捜査行為および捜査手続の全体において、深刻な手続的に不利益な立場に置かれる¹⁸⁾。そしてこのような深刻な手続的に不利益な立場のもとで捜査の後に、起訴（公訴提起）を受けて被告人となり、公判手続において、検察官に対峙せざるをえないのである。捜査段階には被疑事実の告知を受ける権利がないという見解は、自由権規約14条（1項）の裁判所の前の平等の権利が保障する武器対等の原則に合致しない。捜査段階において被疑事実の告知を受ける権利を、武器対等原則を通じて自由権規約14条3項(a)は保障していると解されねばならない。

(2) 自由権規約9条2項（逮捕される者は、逮捕の時にその理由を告げられるものとし、自己に対する被疑事実を速やかに告げられる）（Anyone who is arrested shall be informed, at the time of arrest, of the reasons for his arrest and shall be promptly informed of any charges against him.）と14条3項(a)の併存は、自由権規約の採択当時から自覚されていたものである。両者を「ともに残すことの正当化に、前者が罪に問われているが逮捕されていない者を保護していないし、または、自由剥奪以外の不法に科された刑罰をカバーしていないことが述べられた」¹⁹⁾。自由権規約9条2項で保護されない者（逮捕されていない者、自由剥奪以外の不法に科された刑罰を受ける者）は、自由権規約14条3項(a)の保護を受けるのであるが、その場合にわが国の刑訴法における「公訴の提起の14条3項(a)の段階まで待たなければならないのであれば、逮捕される者には、14条3項(a)で告知されるものより簡単なものであっても、「被疑事実」が告知されるのであるから（自由権規約9条2項）、逮捕される者との均衡を害し、すべての者の権利を保障する自由権規約14条の趣旨にあわない。実際にも、自由権規約9条2項と14条3項(a)がその逮捕の時（捜査段階）から認められており、捜査段階から自由権規約14条3項(a)が認められることを示している。

例えばクロシェンコ（Khoroshenko）事件についての自由権規約人権委員会の見解は、以下のようなものである²⁰⁾。

申立人は、1994年に逮捕され、1995年に複数の殺人、略奪、武装強盗で有罪となり死刑を宣告され上訴の後、確定し減刑された終身刑に服している者である。自由権規約人権委員会への申立て、逮捕の時に理由（reasons）も被疑事実（any charge）も告げられず、formaly charge されることなく20日以上抑留されたと主張し（2.2項）、また、殺人について最初に告知されたのは1件であり残りは捜査（preliminary investigation）の終わりであって、自由権規約9条2項、14条3項(a)に反すると主張した（2.3項）。これに対して自由権規約人権委員会は、自由権規約9条2項の違反（9.2項）および14条3項(a)の違反（9.6項）を認めた。

(3) ヨーロッパ人権裁判所においては捜査段階でも告知を受ける権利(ヨーロッパ人権条約6条3項(a))が保障されており、これは自由権規約14条3項(a)の解釈においても参考になる。

ヨーロッパ人権条約6条3項(a)の文言は、自由権規約14条3項(a)のそれと共通するところが多く、両者は世界人権宣言の権利の実効性の確保という点で共通の出発点を持っている。ヨーロッパ評議会(Council of Europe)は、自由権規約および社会権規約の採択を受け、その人権専門家委員会から「世界人権規約とヨーロッパ人権条約の併存から生じうる問題および両者で保障される人権と基本的自由の相違」と題する報告書の提出を受けたが、同報告書でも自由権規約14条3項(a)についての記載はなく(3項一般より3項(b)に移っている)、両者の特段の相違は認められていない²¹⁾。同3項(c)についても、ヨーロッパ人権条約6条1項(within reasonable time)が民事にも適用があること以外の相違は指摘されていない。

ヨーロッパ人権条約6条1項、3項(a)の charge は、前述のように(本稿の註8参照)形式(formal)ではなく実体的に(substantiv)考慮されるべきであり、chargeは「権限ある当局の個人に対する、刑事犯罪を犯したと疑われるとの主張の正式な告知」と定義され、「(被疑者の)状況が実質的に影響されたか」というテストで判断されている²²⁾。

(4) 自由権規約14条3項(c)「不当に遅延することなく裁判を受ける」権利において、不当に遅延したと判断される期間の始期は「この保障は、被告人が公式に起訴(charging)されたときから」²³⁾とされているが、不当な遅延の判断において、期間の始期が逮捕の時点で、それが charge と解される事件があり²⁴⁾、公訴提起(起訴)前に criminal charge があり、更に捜査があって公訴の提起(起訴)がある事件もある。また過度な起訴前勾留は自由権規約14条3項(a)(tried without undue delay)および同9条3項(trial within a reasonable time)の重畳的な違反になるという見解もある²⁵⁾。

なお、自由権規約の注釈書には、自由権規約14条3項(c)の不当に遅延し

た期間の始期は、「被疑者（罪に問われた者、被告人）が当局からその者の訴追に向けて措置をとることを告知されたとき」(The suspect (accused, defendant) is informed that authorities are taking specific steps to prosecute him or her)²⁶⁾と説明されている。「訴追に向けての措置」は、被疑者に対してもあり得るもので、捜査段階の措置をも含み、それに対する被疑者の防禦権が捜査段階から認められなければならない。

このように自由権規約14条3項(c)の不当な遅延になる期間の始期は charge であり、捜査段階から認められるものであるが、自由権規約14条3項(c)とヨーロッパ人権条約6条1項の同質性、ヨーロッパ人権条約6条3項の charge と6条1項の charge との共通性に鑑みると、自由権規約14条3項(a)の charge も自由権規約14条3項(c)の charge と同様に捜査段階から認められるものと解される。

(5) EU 指令2013年48号は、被疑者の警察の取調べ前の弁護人選任権を認めており（第3条2項(a)、被疑事実の告知が被疑者取調べ前にあることは、この実効的保障のために必要である²⁷⁾。これは黙秘権保障においても同様の理である。

(三) 自由権規約14条3項(a)により捜査段階で被疑事実告知を受ける者とその時期

(1) 自由権規約人権委員会の一般的意見32号31項によれば、自由権規約14条3項(a)の権利により情報が与えられるべき時期は、「当該個人が国内法に基づいて公式に刑事上の罪に問われた (formally charged) 時点、または当該個人が公けにそのように名指しされた時点」である。自由権規約14条3項(a)の権利を生じさせる charge は、「公式に刑事上の罪に問われた (formally charged)」者と「公けにそのように名指し」された者を含む広い概念ということになる。

charge の概念一般については、charge は刑事手続の初めの段階では、

「刑事的調査が正式に始まること (a criminal investigation formally opened)」を意味して捜査の方向や目標を決定し、後の段階では、公判手続を正当化する強い嫌疑があるという判断で indictment のようなものである、と説明される²⁸⁾。この説明からすれば、自由権規約14条3項(a)の charge は、公判段階、捜査段階を通ずるものであるから両者を含み、自由権規約人権委員会の一般的意見32号の立場からは、「formally charged」と「公けにそのように名指しされ」ることがあるということになる²⁹⁾。しかし、「formally charged」は捜査段階においては、アメリカ合衆国における治安判事のもとへの最初の出頭 (initial appearance) の時に charge が告知されなければならないようなものであるが³⁰⁾、告知は弾劾的な捜査においては当然に観念できても、捜査の密行性が捜査の本質として主張されるような糾問的な捜査においては³¹⁾、当然のものでなく、そこでは、自由権規約14条3項(a)の charge は、起訴前予審を含めて「公けにそのように名指しされ」たかで判断されることになる。そして、「公けにそのように名指しされ」たか否かは、自由権規約14条3項(a)においても同条3項(c) (不当な遅延) と併せて、ヨーロッパ人権条約における charge の存否についての「(被疑者の) 状況が実質的に影響されたかどうかのテスト」(本稿の註 8) の *Eckle v. Germany*, 1982, § 73) と同様の基準での判断となる。

(2) 結局、自由権規約14条「第3項(a)の具体的要件は、問われている罪について口頭で(中略)、または書面で述べることによって、満たすことができる。ただし、その情報はその罪の根拠となる法律および被疑事実の両方 (both the law and the alleged general facts on which the charge is based) を含んでいなければならない。」のであり、問われている罪について「『速やかに』告げられる権利は、その情報が」、「直ちに与えられることを要求する」(自由権規約人権委員会一般的意見32号31項) ののである。

四 若干の検討（わが国の場合）

（一）捜査段階における被疑事実の告知を受ける権利

（1）捜査段階において被疑事実の告知を受ける権利は、以上のように自由権規約14条3項(a)によって認められている権利である。

（2）わが国の憲法31条は「法律の定める手続によらなければ、……刑罰を科せられない」と定めているところ、最高裁大法廷は第三者所有物没収違憲判決は、第三者所有物を没収するためには、「告知、弁解、防禦の機会を与えることが必要」³²⁾としており、告知、弁解、防禦の権利が憲法31条で保障されている。自由権規約の締約国となった今日では、自由権規約14条3項(a)の適用により、捜査の段階も「刑罰を科」する段階として、憲法31条の適用があることが明確になり、被疑者にも「告知、弁解、防禦の機会を与えることが必要」である。自由権規約14条3項(a)の捜査段階における被疑事実の告知を受ける権利は、わが国では憲法31条によっても認められていることになる。

（3）捜査段階において被疑事実告知を受ける者とその時期

捜査段階における被疑事実の告知の時期は、わが国では被疑者を自由権規約14条3項(a)にいう「公式に刑事上の罪に問われた (formally charge)」(自由権規約人権委員会一般的意見32号31項) 状況にする制度も起訴前予審制度もないのであるから、「公けにそのように名指しされ」(同上)、立件を視野に入れた捜査をされる場合である³³⁾。このような場合に該当し、被疑事実告知を受けるべき者としては、逮捕・拘留された者は、搜索差押え令状で被疑者として記載された者、受理された告訴・告発で被疑者(加害者)として名指しされている者、検察官送致された者などが考えられ、次に検討する、被疑者もしくは重要な参考人として出頭を求められた者、そのよ

うな取調べを受けている者(198条1項本文)もそうである。捜索差押え令状の執行を受けた者の中にも、被疑事実の告知を受けるべき者があると思われる。なお、逮捕・勾留された者に対する理由の告知は、逮捕・勾留の理由の告知と、その段階に至った被疑事実の告知の2重の側面・機能を持つことになる³⁴⁾。

被疑事実告知の時期は、「公けにそのように名指し」された後、自由権規約14条3項(a)が求めるように、「直ちに与えられること」となる時期である。

(二) 被疑者取調べにおける被疑事実の告知

(1) わが国の刑事訴訟法による被疑者取調べ(198条1項本文)は、捜査機関(検察官、検察事務官又は司法警察職員)によって行われるものであるが、被疑者取調べは捜査の「目的を達するため必要な取調べ」(197条)であって、被疑者取調べは立件を視野に入れその者を被疑者として扱う捜査機関の捜査行為であり、取調べ自体はもとより取調べのために出頭を求めること(198条1項)、黙秘権を告知すること(198条2項)も、その者を被疑者として扱う捜査機関の捜査行為であり、被疑事実の告知が必要となる。それは、「被疑者又は重要な参考人の任意出頭については、警察本部長又は警察署長に報告して、その指揮を受けなければならない」(犯罪捜査規範102条1項第2文)とされており、捜査機関にとっては組織的な確認で行われる重要な行為であるとともに、その任意出頭要求、取調べにより被疑者として扱われる者への影響が大きいことが示されている。

(2) わが国における被疑者取調べにおいては、前述のように被疑事実を告知する制度はなく、被疑事実の告知を受ける権利の保障はない。被疑者取調べ(198条1項本文)に当たって、犯罪捜査規範は「任意出頭を求めるには、電話、呼出状(別記様式第7号)の送付その他適当な方法により、出頭すべき日時、場所、用件その他必要な事項を呼出人に確実に伝達しなけれ

ばならない」（犯罪捜査規範102条1項第1文）としているが、求められた任意出頭以外で警察を訪れたものは対象外あり、問われている罪の「根拠となる法律および被疑事実の両方を含」むものとはいえ、法律によるものでもなく、「用件の伝達」があるとはいえ、これで被疑事実の告知を受ける権利が保障されているとはいえない。

また、捜査については、捜査の密行性が主張されることがあるが、関係者の名誉・信用の保護、捜査担当者の安全の確保、捜査遂行の妨害防止等の密行の利益（必要性）によって被疑事実の告知を受ける権利自体を否定することはできない³⁵⁾。

自由権規約の締約国として、わが国はこれを実施しなければならない（自由権規約2条2項）のであって、その実施として被疑事実の告知を受ける権利の保障が必要である。前示の英国、ヨーロッパ諸国の状況もあり、自由権規約人権委員会への個人通報に対する見解が示すように、各国の状況は、被疑事実の告知を受ける権利の保障の方向に向かっている。わが国においても、被疑者の取調べが被疑者に与える影響は大きく、被疑事実の告知を受ける権利の保障、なかんづく被疑者取調べにおける被疑事実の告知が必要である。

（三）関連する事項

（1）自由権規約人権委員会一般的意見32号31項の、被疑事実の告知を受ける権利は「起訴（charge）に先立つ刑事捜査には適用されない^[60]」（not to criminal investigations preceding the laying of charges^[60]）との記述については、次のように解される。

「起訴（charge）に先立つ刑事捜査には適用されない^[60]」という意味は、「公式に刑事上の罪に問われた（charge）時点」でもなく「公けにそのように名指しされ」た時点にも至らない段階での捜査があり、至らない段階と判断され、被疑事実の告知を受ける権利がないと判断されたことを意味している。一般的意見32号の註[60]で引用されている Communication No.

1056/2002, Khachatryan v. Armenia 事件も、そのような判断(その当否は別)があった事例と解される。予備捜査と言われるような段階である³⁶⁾。

(2) 被疑事実を告知することは、前示のドイツの被告人尋問から被疑者尋問へと、尋問権限と被疑事実告知が拡大した例が教えるように被疑者取調べ制度を置く利益と両立し得るものであり、わが国でも大正刑訴法の被告人尋問(大正刑訴法134条、予審では301条により予審終結前嫌疑告知)で経験のあるところである。

戦後制定されたわが国の刑事訴訟法では、警察官(司法警察職員)による捜査の権限、取調べ権限、被疑者の取調べ権限を定め、大陸法系諸国では最も早く捜査の権限を警察官(司法警察職員)に認めている。そして刑事訴訟法は、被疑者の弁護人選任権を認めるとともに(30条1項)、被疑者の証拠保全請求権も認め(179条)、捜査段階における被疑者の防禦権を認めたのである。戦後の刑訴法改正においては、一般には予審廃止と予審判事の権限の検察官・警察官による承継と被疑者の権利保護の充実があったと理解されているが³⁷⁾、戦後刑訴法でその権限が認められた被疑者取調べ(198条1項)においても、被告人尋問における被告人の権利保障(事実の告知)の承継・発展があつてしかるべしである。

(3) 捜査段階における被疑事実の告知を受ける権利については、多くの課題が残っていると思われるが、この権利の保障の方向での積極的な議論が望まれる。また関連して、迅速な裁判を受ける権利(憲法37条)の保障と自由権規約14条3項(c)の関係等も課題として残されている。

1) これらにつき参照、久岡康成「犯罪の嫌疑と刑の量定」立命館法学95号(1971年)67頁、同「訴因の機能と訴因の特定の見直し——憲法レベルおよび刑訴法レベルでの防禦権保障の観点から——」立命館法学339・340号(2012年)388頁、同「起訴状謄本送達制度の成立経過——被告事件について弾劾告知を受ける権利——」立命館法学369・370号(2017年)553頁。

- 2) 久岡康成「捜査段階における弾劾告知と逮捕・勾留——EU 指令2010/64/EU、2012/13/EU、2013/48/EU を参考に——」立命館法学357・358号（2015年）166頁では、逮捕・勾留の捜査段階における弾劾告知機能は検討したが、それのない被疑者取調べにおける被疑事実告知は残している。
- 3) 起訴後勾留中の被告人に対する余罪の取調べの場合の被告人の状況につき参照、久岡康成「起訴後勾留中の被告人に対する余罪の取調べについて」立命館法学271・272号（2000年）762頁、また弁護士選任につき参照、同「起訴後勾留中に余罪の取調べを受けている被告人の弁護人の援助を受ける権利——刑訴法30条・憲法34条および法律援助国連原則・指針——」立命館法学399・400号（2022年）759頁。
- 4) 本稿では自由権規約の訳は外務省ホームページ「(外交政策・人権外交) 国際人権規約」によっている。また charge の語には多様な訳語があり、本稿ではそのまま「charge」と記す。なお、charge の訳語について参照、和田進士『イギリスの別件逮捕・勾留』（成文堂、2014年）その5頁註6。同書ではイギリスのホールディング・チャージが研究され、charge は告発と訳されている。
- 5) アルビン・エーザー（高柴優貴子・松倉治代・西本健太郎共訳）「EU 基本権憲章における刑法および刑事手続のための人権保障」立命館法学323号（2009年）132頁。
- 6) これにつき参照、久岡康成「刑事弁護と手続的権利保護の EU 諸指令」季刊刑事弁護103号（2020年）90頁。
- 7) 久岡康成「手続的権利強化の2009年ロードマップと EU 指令2012年13号・権利告知書——手続的権利保護の共通最小限基準——」香川法学33巻3・4号（2014年）1頁。
- 8) European Court of Human Rights, Guide on Article 6 of the European Convention on Human Rights Right to a fair trial (criminal limb) Updated on 31 August 2022, の、9頁16項及び、17項。告知の語が用いられている定義につき *Deweere v. Belgium*, 1980, § 44 が、テストの語が用いられている基準につき *Eckle v. Germany*, 1982, § 73 が引用されている（17項）。
この Guide on Article 6 of the European Convention on Human Rights Right to a fair trial (criminal limb) については、田鎖麻衣子弁護士より教えられるところがあった。
- 9) *Hooze v. the Netherlands*, 22 May 1998. この判決は、*Nuala Mole and Catharina Harby*, The right to a fair trial: A guide to the implementation of Article 6 of the European Convention on Human Rights, 2006, Council of Europe, Human rights handbooks No. 3, p. 20（註97）にある。
- 10) ヨーロッパ人権条約の弾劾 (accusation) についての情報に対する権利（6条1項）は以下のようなものである。

Article 6 Right to information about the accusation

1. Member States shall ensure that suspects or accused persons are provided with information about the criminal act they are suspected or accused of having committed. That information shall be provided promptly and in such detail as is necessary to safeguard the fairness of the proceedings and the effective exercise of the rights of the defence. (以下略)。

- 11) REPORT FROM THE COMMISSION TO THE EUROPEAN PARLIAMENT AND THE COUNCIL of the implementation of Directive 2012/13/EU of the European Parliament and of the Council of 22 May 2012 on the right to information in criminal proceedings, COM (2018) 858 (Brussels, 18.12.2018).
- 12) ドイツ刑法163条a 4項の翻訳は、法務大臣官房司法法制部編『ドイツ刑事訴訟法典』(法曹会、2001年)92頁にある。
- 13) この「案内」は「Guidance Remember your rights: voluntary interview」であり、https://assets.publishing.service.gov.uk/media/5c06409ae5274a6a67719948/2018_CodeC-NoRE-Voluntary_HO_Final_NoHighlights_18-12-04.pdfの4項で見ることができる。
- 14) David Young and others, Abuse of Process in Criminal Proceedings, 2014, 36頁、その37頁。Andrew L.-T. Choo, Abuse of Process and Judicial Stays of Criminal Proceedings, 2008, p. 84. も同旨。なお参照、吉井匡「イギリス刑事裁判における『手続の濫用』と『訴訟中止』——1993年 Bennett 判決および同判決以降の貴族院判決の検討——」立命館法政論集4号(2006年)177頁、その203頁。
- 15) Manfred Nowak, U.N. Covenant on Civil and Political Rights, CCPR Commentary (1993) p. 255 § 38. なお、フィリピン代表の提案は E_CN.4_232、英国代表の提案は E_CN.4.L.142、promptly の5ヶ国共同提案(チリ、エジプト、フランス、フィリピン、アメリカ合衆国)は E_CN.4_286である。
- 16) 本稿では、自由権規約人権委員会一般的意見32号および13号の日本語訳は、日本弁護士連合会ホームページ「国際人権ライブラリー」によっている。
- 17) これにつき参照、斎藤司「刑事手続における武器対等原則の意義とその適用可能性」法律時報84巻5号(2012年)46頁。
- 18) 武器対等の原則につき参照、東澤靖「武器対等の原則及び国際刑事手続における展開」芦田健太郎ほか編『講座 国際人権法2 国際人権規範の形成と展開』(信山社、2006年)115頁、竹村仁美「国際法における武器対等の原則」九州国際大学法学論集15巻2号(2008年)127頁。
- 19) 芦田健太郎『国際人権規約草案註解』(有信堂高文社、1981年)97頁。原文は、国連文書A/2929 (Draft International Covenants on Human Rights : annotation / prepared by the Secretary-General, 1955) の121頁83項である。
- 20) Khoroshenko v. Russian Federation Communication No. 1304/2004, Views 2011. § 9.2, 9.6. また、Malik Medjnoune v. Algeria Communication No. 1297/2004, Views 2006. § 8.6 では、手続の遅延が自由権規約9条2項および14条3項(a)と両立しがたいとされ、それらの違反が認められた。
- 21) Council of Europe, Committee of Experts on Human Rights, H (70) 7, Problems arising from the co-existence of the United Nations Covenants on Human Rights and the European Convention on Human Rights Differences as regards the Rights Guaranteed. これは、<https://rm.coe.int/09000016804da113>にあり、自由権規約14条3項の検討は38頁である。なおこれにつき参照、久岡康成「控訴審における有罪自判と自由権規約14条5項」立命館法学409号(2023年)255頁、その260頁。

- 22) これにつき参照、European Court of Human Rights, 前掲註 8) 書 9 頁17項。
- 23) 自由権規約人権委員会一般的意見32号35項、原文は、以下のようである。
This guarantee relates not only to the time between the formal charging of the accused and the time by which a trial should commence, but also the time until the final judgement on appeal.
- 24) 自由権規約人権委員会一般的意見32号35項（不当な遅延）の註72に挙示されている事件で見ても、Sextus v. Trinidad and Tobago 事件（Communication No. 818/1998, 2001）は、1988年9月21日に殺人罪で逮捕され charge て、1999年7月23日の公判まで起訴前勾留され、同月25日にその罪で有罪とされ死刑が宣告された事件で、逮捕、註72英文では charge から公判までの22ヶ月を正当化する理由がないとして自由権規約 9 条 3 項および 14 条 3 項(c)の違反が認められた（7.2項）事件であり、Kelly v. Jamaica 事件（Communication No. 253/1987, 1991）では不当の結論にはならなかったが、逮捕から公判までの1年半の経過に対して判断が行われており（自由権規約人権委員会一般的意見32号35項の註72の Kelly v. Jamaica 事件の Communication No. 537/1993 の記載は Communication No. 253/1987 の誤記ではないかと思われる）、Rouse v. Philippines 事件（Communications No. 1089/2002, 2005）では、主張なく認められなかったが、上訴の41ヶ月の期間と逮捕から一審判決までの2年8ヶ月を含む、逮捕から最高裁判決までの6年半の期間が指摘されている（para. 7.4）。
- 25) Manfred Nowak, 前掲註15) 書257頁44項、Paul M. Taylor, A Commentary on the International Covenant on Civil and Political Rights, Cambridge (2020) p. 405.
- 26) William a. Schabas, Manfred Nowak's Commentary on Covenant on Civil and Political Rights: 3rd Revision (2019) 392頁75項。これは Manfred Nowak, 前掲註15) 書257頁、45項からのものである。
- 27) 久岡康成「EU 指令2013年48号における弁護人に対するアクセス権と第三者及び領事との連絡権」香川法学34巻3・4号（2015年）1頁、その11頁。
- 28) Stefan Trechsel, Human Rights in Criminal Proceeding, Oxford University Press (2006) p. 196.
- 29) 自由権規約人権委員会の一般的意見32号31項の、「公式に刑事上の罪に問われた（formally charged）」場合と「公けにそのように名指し」された場合の基準自体については、「公式に刑事上の罪に問われた（formally charged）」場合は、同項の註62が示すように、Communication No. 253/1987, Kelly v. Jamaica, 1991 の § 5.8及び Communications No. 1128/2002, Márques de Morais v. Angola, para. 5.4 の「formally charged with a offence」を、「公けにそのように名指し」された場合は、自由権規約人権委員会の一般的意見13号8項の「または公式に被疑者として名指しするとき（or publicly names him as such）を受けたものと解される。
- 30) これにつき、自由権規約アメリカ合衆国第1回政府報告書409項100頁（CCPR/C/81/Add.4 para409 page100）は、自由権規約14条3項(a)に応えるものとして、連邦刑事手続規則を引用しつつ initial appearance（最初の出頭）を指摘し、charge の告知をその目的として説明している。なお参照、松田正照「『迅速な引致の原則』を定めた連邦刑事手続

規則5条(a)の制定過程——『効果的な法執行』と『個人の権利保護』との調整 東洋法学 59巻3号(2016年)159頁。

- 31) これにつき参照、久岡康成「捜査における手続保障——捜査の密行性概念の再批判から」刑法雑誌27巻4号(1984年)785頁、その787頁、内藤大海「捜査における欺罔・不告知と捜査の密行性」熊本法学148号(2020年)133頁。これにつき参照、久岡康成「刑事法学の動き」(内藤大海・前同論文)法律時報95巻11号(2023年)144頁。
- 32) 最(大)判昭和37年11月28日昭和30年(あ)995号事件、刑集16巻11号1577頁；同2961号事件、刑集16巻11号1577頁。
- 33) 東京高判平成22年11月1日判例タイムズ1397号251頁は、人を参考人として事情聴取したが、その者の「立件を視野に入れて」その者を「捜査対象としていた」場合には黙秘権の告知を必要とする。同時に被疑事実の告知も必要になろう。なお参照、松倉治代「供述拒絶権の告知時期に関する一考察——ドイツにおける「被疑者」概念をめぐる議論を手がかりに」『浅田和茂先生古稀祝賀記念論文集下巻』(成文堂、2016年)67頁。
- 34) これにつき参照、久岡康成「抑留・拘禁の理由告知と別件逮捕——自由権規約9条2項を手がかりに——」立命館法学286号(2003年)207頁。
- 35) これにつき参照、久岡康成、前掲註31)論文(1984年)、その796頁。
- 36) フランスの予備捜査につき参照、佐藤美樹「フランスの任意捜査」金沢法学51巻1号(2008年)1頁。
- 37) 久岡康成「現行刑事訴訟法の性格論——制定施行時の論議の再検討から」立命館法学183・184号(1986年)352頁、その367、375頁。